

新 旧 対 照 表
新 旧

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 公園事業(第 3 条―第 11 条)
- 第 3 章 保護及び利用(第 12 条―第 22 条)
- 第 4 章 生態系維持回復事業(第 23 条―第 27 条)
- 第 5 章 風景地保護協定及び公園管理団体(第 28 条―第 31 条)
- 第 6 章 雑則(第 32 条・第 33 条)

付則

高知県立自然公園条例施行規則(抜粋)

本則

第 4 章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の認定)

第 24 条 国及び地方公共団体以外の者が、条例第 28 条第 3 項の認定を受ける場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に
行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと
ができない者

イ 略

(2)・(3) 略

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請手続)

第 25 条 略

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 公園事業(第 3 条―第 11 条)
- 第 3 章 保護及び利用(第 12 条―第 22 条)
- 第 4 章 生態系維持回復事業(第 23 条―第 27 条)
- 第 5 章 風景地保護協定及び公園管理団体(第 28 条―第 31 条)
- 第 6 章 雑則(第 32 条・第 33 条)

付則

高知県立自然公園条例施行規則(抜粋)

本則

第 4 章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の認定)

第 24 条 国及び地方公共団体以外の者が、条例第 28 条第 3 項の認定を受ける場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 略

(2)・(3) 略

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請手続)

第 25 条 略

2 条例第 28 条第 5 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 国及び地方公共団体以外の者が、条例第 28 条第 3 項の認定を受ける場合は、前条第 1 号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

2 条例第 28 条第 5 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略